

包括外部監査結果報告書

(概要版)

令和 6 年度

新 潟 市

新潟市包括外部監査人

公認会計士 植 木 謙 治

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査テーマ

廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況について

(2) 監査対象年度

原則として令和 5 年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

(3) 監査対象部局

環境部循環社会推進課及び廃棄物対策課を対象とし、必要に応じ関連する部局を対象とした。

3 特定の事件を選定した理由

新潟市では、令和 2 年 3 月に、計画期間を令和 2 年度から令和 11 年度までとする第 4 次の「一般廃棄物処理基本計画」を策定している。第 4 次の「一般廃棄物処理基本計画」においては、「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」を理念に掲げ、超高齢社会などの社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs (エスディージーズ)」といった国際的な潮流も考慮し、さらなるごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指しており、廃棄物への対策は、新潟市の重要な施策・政策の一つであり、また市民の関心の高い分野である。

一方で、財政面では、新潟市の令和 5 年度における清掃事業の一般予算額（当初）は 105 億 61 百万円であり、一般会計予算に占める割合は 2.6%となっている。また、新潟市民一人当たりで見たときには、一人当たりのごみ処理経費は近年 1.2 万円程度で推移している。このように、廃棄物対策に関する事業は、市全体から見て財務的にも重要な事業であると言える。

このような状況のもと、市の推進する廃棄物対策に関する事業が効率性、有効性、経済性の観点で適切に遂行されているかを検証することは有意義なものと考えられる。

以上の理由で「廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況について」を特定の事件として選定した。

4 監査の着眼点

廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかを監査する。主要な監査項目は下記のとおりである。

- 契約事務の適正性
- 指定管理者制度に係る事務の適正性
- 補助金事務の適正性
- 物品等管理事務の適正性
- 毒劇物等薬品管理事務の適正性
- 施設管理及び運用事務の適切性
- 社会情勢や行政需要の変化への対応
- 市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上の有効性
- 情報公開の妥当性
- その他

5 包括外部監査の手法

監査対象課の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を閲覧した。また、必要に応じて関連施設の現場往査を行った。なお、現場往査の対象とした施設は下記のとおりである。

- 新田清掃センター
- 白根環境事業所
- 赤塚処分地管理事務所
- 亀田清掃センター
- 新津クリーンセンター
- 巻清掃センター
- 舞平清掃センター
- 清掃事務所

6 包括外部監査の実施期間

令和6年6月1日から令和7年1月31日まで

7 包括外部監査人並びに補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	植木 謙治	公認会計士
補助者	赤塚 弘晃	公認会計士
補助者	渡部 政記	公認会計士
補助者	川嶋 哲朗	公認会計士

補助者

五十嵐 隆敏

公認会計士

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 その他

● 端数の処理

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

● 元号の表記

一部の元号について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	元号	凡例
S	昭和	S60＝昭和 60 年
H	平成	H30＝平成 30 年
R	令和	R5＝令和 5 年

● 法人の種類

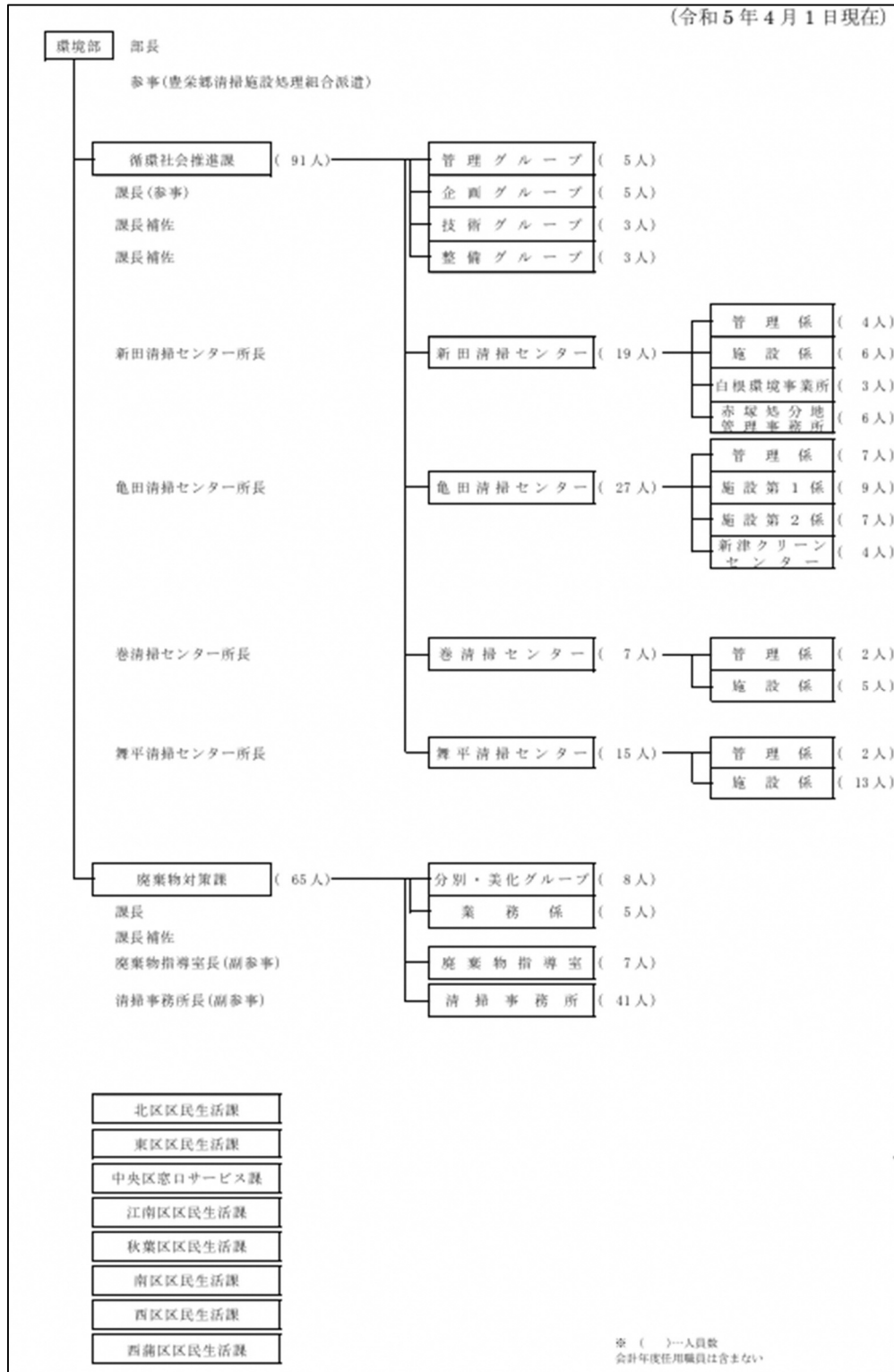
一部の法人の種類について、以下のとおり略称を使用している箇所がある。

略称	法人の種類
(公財)	公益財団法人
(一社)	一般社団法人
(株)	株式会社
(有)	有限会社

第2 監査対象の概要

1 新潟市における廃棄物対策事業の状況

(1) 組織の概要



(出典：「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

(2) 人員配置

(令和5年4月1日現在)

職種名 所属・係名	管理監督職				一般職員							会計年度任用職員	専任宿直員	合計			
	部長	課長	課長補佐	主幹・係長	事務	ごみ処理					し尿処理						
						収集運搬	焼却	破砕	埋立	中継化							
環境部	1													1			
循環社会推進課	0	2	2	4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	20			
課長・課長補佐		2	2											4			
管理グループ				1	4									5			
企画グループ				1	4									5			
技術グループ				1	2									3			
整備グループ				1	2									3			
新田清掃センター	0	0	1	4	4	0	2	3	5	1	0	5	0	25			
所長			1											1			
管理係				1	3									4			
施設係				1			2	3				1		7			
白根環境事業所				1	1					1		3		6			
赤塚処分地管理事務所				1						5		1		7			
亀田清掃センター	0	0	1	4	3	0	13	1	3	3	0	15	0	43			
所長			1											1			
管理係				1	3		2		1			13		20			
施設第1係				1			5	1	2			1		10			
施設第2係				1			6					1		8			
新津クリーンセンター				1						3				4			
巻清掃センター	0	0	1	2	1	0	3	0	0	0	1	1	0	9			
所長			1											1			
管理係				1	1									2			
施設係				1			3				1	1		6			
舞平清掃センター	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	12	2	0	18			
所長			1											1			
管理係				1	1							1		3			
施設係				1							12	1		14			
廃棄物対策課	0	1	3	5	16	40	0	0	0	0	0	10	0	75			
課長・課長補佐		1	1											2			
分別・美化グループ				2	6							5		13			
業務係				1	4									5			
廃棄物指導室			1	2	5							5		13			
清掃事務所			1		1	40								42			
合 計	1	3	9	21	37	40	18	4	8	4	13	33	0	191			

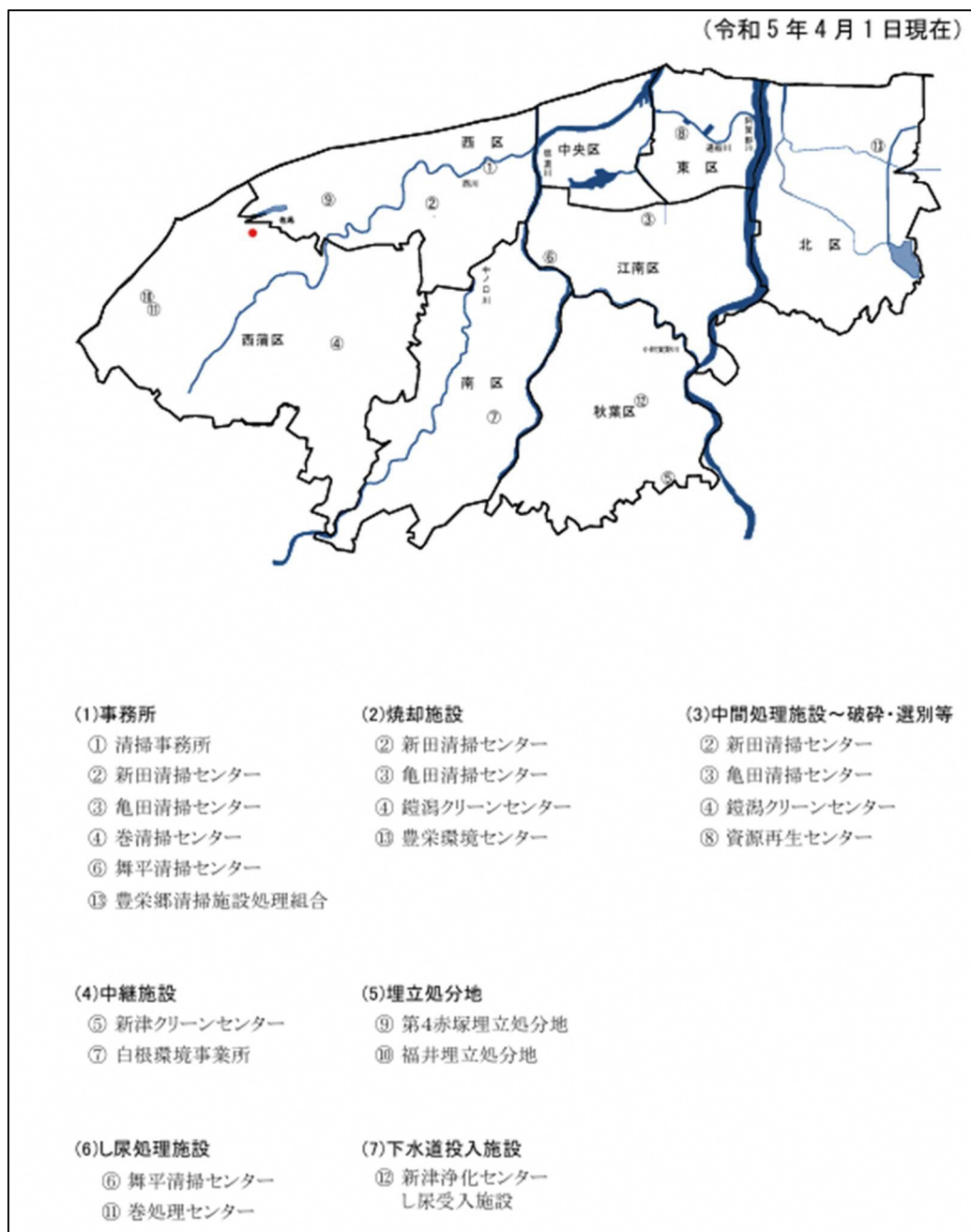
※再任用職員30名を含む

※循環社会推進課に豊栄郡清掃施設処理組合派遣職員を含む

(出典:「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

(3) 事務所・施設

<事務所・施設の配置>



(出典:「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

(4) 清掃事業費等の推移

<清掃事業費決算額の推移>

(単位千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
諸 費	438	290	0	0	0
清掃総務費	3,231,671	3,306,327	3,301,588	3,158,524	3,010,898
ごみ処理費	3,025,613	3,051,816	3,076,167	3,091,928	3,103,506
し尿処理費	345,800	348,973	324,124	326,040	313,104
清掃施設費	3,963,041	4,063,063	4,085,806	4,036,486	4,164,542
計	10,566,563	10,770,469	10,787,685	10,612,978	10,592,050

<清掃手数料決算額収入の推移（現年分）>

(単位千円)

区 分	ごみ処理手数料(指定袋等)			し尿処理手数料			合計		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
令和元年度	966,842	966,409	99.9%	116,625	111,923	95.9%	1,083,467	1,078,332	99.5%
令和2年度	948,024	947,715	99.9%	111,046	106,969	96.3%	1,059,070	1,054,684	99.5%
令和3年度	1,003,248	1,002,288	99.9%	107,326	103,484	96.4%	1,110,574	1,105,772	99.5%
令和4年度	956,411	956,202	99.9%	100,797	97,281	96.5%	1,057,208	1,053,483	99.6%
令和5年度	927,438	926,863	99.9%	95,682	92,125	96.2%	1,023,120	1,018,988	99.5%

(単位千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
廃棄物処分手数料 (許可・自己搬入ごみ)	1,035,753	949,024	970,734	990,980	996,131

(出典：「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

(5) ごみ処理原価の推移

<市民1人及び1世帯あたりのごみ処理原価の推移>

①ごみ

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
部門直接原価 (円)	収 集 運 搬	3,261,607,215	3,283,643,233	3,276,895,776	3,170,051,564	3,238,402,746
	処 理	6,846,163,727	6,908,946,922	6,676,331,815	6,459,018,326	6,055,652,615
	焼 却	4,244,054,546	4,222,161,628	4,251,903,029	4,116,098,030	3,746,227,725
	中 間 処 理	1,988,817,360	2,099,510,562	1,790,570,858	1,737,205,237	1,727,366,881
	埋 立	613,291,821	587,274,732	633,857,928	605,715,059	582,058,009
	計	10,107,770,942	10,192,590,155	9,953,227,591	9,629,069,890	9,294,055,361
年度末人口(人)		786,006	782,107	776,468	770,863	764,193
年度末世帯数(世帯)		341,240	344,086	345,882	347,756	349,561
市民1人あたり (円/人)	収 集 運 搬	4,150	4,198	4,220	4,112	4,238
	処 理	8,710	8,834	8,598	8,379	7,924
	焼 却	5,400	5,399	5,476	5,339	4,902
	中 間 処 理	2,530	2,684	2,306	2,254	2,260
	埋 立	780	751	816	786	762
	計	12,860	13,032	12,818	12,491	12,162
1世帯あたり (円/世帯)	収 集 運 搬	9,558	9,543	9,474	9,116	9,264
	処 理	20,063	20,079	19,302	18,573	17,324
	焼 却	12,438	12,270	12,293	11,836	10,717
	中 間 処 理	5,828	6,102	5,177	4,995	4,942
	埋 立	1,797	1,707	1,833	1,742	1,665
	計	29,621	29,622	28,776	27,689	26,588

②し尿

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 集 運 搬 (円)	345,800,320	348,972,800	325,325,000	326,040,000	313,104,000
年度末人口(人)	786,006	782,107	776,468	770,863	764,193
年度末世帯数(世帯)	341,240	344,086	345,882	347,756	349,561
1人あたり(円/人)	440	446	419	423	410
1世帯あたり(円/世帯)	1,013	1,014	941	938	896

③し尿及び浄化槽汚泥

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処 理 (円)	756,677,821	742,120,772	886,210,435	701,139,474	715,115,760
年度末人口(人)	786,006	782,107	776,468	770,863	764,193
年度末世帯数(世帯)	341,240	344,086	345,882	347,756	349,561
1人あたり(円/人)	963	949	1,141	910	936
1世帯あたり(円/世帯)	2,217	2,157	2,562	2,016	2,046

・人口及び世帯数は、各年度3月末日現在の住民基本台帳人口

(出典:「令和5年度版 清掃事業概要」 抜粋)

＜重量及び体積あたりのごみ処理原価の推移＞

①ごみ

区 分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
部門 直接 原価（円）	収 集 運 搬	3,261,607,215	3,283,643,233	3,276,895,776	3,170,051,564	3,238,402,746
	処 理	6,846,163,727	6,908,946,922	6,676,331,815	6,459,018,326	6,055,652,615
	焼 却	4,244,054,546	4,222,161,628	4,251,903,029	4,116,098,030	3,746,227,725
	中 間 処 理	1,988,817,360	2,099,510,562	1,790,570,858	1,737,205,237	1,727,366,881
	埋 立	613,291,821	587,274,732	633,857,928	605,715,059	582,058,009
収 集・ 処 理 量（t）	収 集 運 搬	170,465	173,519	167,944	166,692	158,037
	搬入（収集・直接搬入）	264,418	260,822	255,830	254,339	245,369
	焼 却	216,141	209,229	206,664	203,825	197,934
	中 間 処 理	49,999	53,371	49,831	48,622	45,471
	埋 立	21,787	22,058	28,136	28,791	27,380
1 t あたり （円 / t）	収 集 運 搬	19,134	18,924	19,512	19,017	20,491
	搬入（収集・直接搬入）	25,891	26,489	26,097	25,395	24,680
	焼 却	19,635	20,180	20,574	20,194	18,927
	中 間 処 理	39,777	39,338	35,933	35,729	37,988
	埋 立	28,149	26,624	22,528	21,038	21,259

②し尿

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
収 集 運 搬（円）	345,800,320	348,972,800	325,325,000	326,040,000	313,104,000
収 集 運 搬 量（㎥）	14,641	14,029	13,365	12,953	11,930
1 ㎥ あたり（円 / ㎥）	23,619	24,875	24,342	25,171	26,245

③し尿及び浄化槽汚泥

区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
処 理（円）	756,677,821	757,282,015	886,210,435	701,139,474	715,115,760
処 理 量（㎥）	87,576	85,074	85,877	85,724	85,344
1 ㎥ あたり（円 / ㎥）	8,640	8,901	10,320	8,179	8,379

（出典：「令和５年度版 清掃事業概要」 抜粋）

(6) ごみ処理手数料・し尿手数料

①ごみ

区分		手数料の額	
市が収集する 家庭系廃棄物 ※1	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定袋・大(45 リットル)	45 円/袋
		指定袋・中(30 リットル)	30 円/袋
		指定袋・小(20 リットル)	20 円/袋
		指定袋・極小(10 リットル)	10 円/袋
		指定袋・超極小(5 リットル) ※2	5 円/袋
	粗大ごみ	500 円券	500 円
		300 円券	300 円
		200 円券	200 円
		100 円券	100 円
	動物の死体		1 個につき 2,200 円
施設に直接搬入 する場合	家庭系	10 キログラムまでごとに	60 円
	事業系	10 キログラムまでごとに	130 円

※1：手数料収入は市民還元事業に活用（26 ページ参照）

※2：平成 20 年 10 月から取り扱い開始

② し尿

一般世帯 (定額制)	人頭割額	1 人につき月額	370 円
	回数料	月 1 回を超える場合 1 回につき	515 円
定額制により難しいもの又は特別な事由があるもの（従量制） 18 リットルにつき			155 円

（出典：「令和 5 年度版 清掃事業概要」 抜粋）

第3 包括外部監査の結果及び意見の概要

1 結果及び意見の概要

(1) 結果及び意見に関する総論

本包括外部監査では、廃棄物対策事業に係る事務の執行及び管理状況が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性及び有効性が確保されているかという観点から、監査対象部署に対して監査を行った。

監査の結果、「(2) 指摘及び意見の要約」に記載したとおり、複数の指摘・意見を検出した。

指摘・意見の中には監査対象部署のみに限定されるものではなく、同様の課題が他の部署にも生じていることが想定されるため、個別の対応にとどまらず、新潟市全体としての対応が必要でないかを検討の上、課題対応に取り組んで頂きたい。

なお、監査対象部署において通常業務に追われる中、限られた時間で予定した調査を実施できたことは、それぞれ担当者の方々の協力があったからであり、それについて心より感謝を申し上げたい。

(2) 指摘及び意見の要約

包括外部監査の過程で発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて記載している。なお、「指摘」と「意見」の根拠法令と包括外部監査における監査上の判断基準は、以下のとおりである。

区分	根拠法令	監査上の判断基準 (地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及び Q&A)
指摘	監査の結果（地方自治法 第 252 条の 37 第 5 項）	合規性（適法性と正当性）への違反となるもの。 すなわち、違法行為及び不当行為がこれにあたる。 (違法行為及び不当行為の説明は下記に記載)
意見	監査の結果に添えて提出 する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	3 E（経済性、効率性、有効性）の観点から、包 括外部監査人が記載することが適当と判断した もの。

<違法行為と不当行為の補足説明>

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反あり。	法令、条例、規則等の形式的な違反なし。
法令等の実質的な違反がある場合	法令等の実質的な違反とは言えないが、

① 裁量権の逸脱あるいは濫用 ② 行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的にみて社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法とされる。	① 行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである。 ② 法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である。 ③ 社会通念上、適切でないもの。
<事例> ① 作為に基づく法令違反（不正） ② 法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）	<事例> ① 通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入 ② 公益性はあるが必要以上に多額の支出

（出典：「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及び Q&A」
（2020 年 2 月 20 日 日本公認会計士協会）

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	頁	区分	指摘または意見の内容
循環社会推進課			
管理グループ			
ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の収支報告書の記載について	33	意見 1	ホームページに開示されている、ふれあい健康センターの令和 5 年度収支報告書及び収支計画書については、「リスク精算」「リスク負担以外の経費」といった内容を理解しがたい項目が含まれている。情報利用者が理解できるように項目名を付すか、補足説明を記載することが望ましい。
ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の収支計画について	34	指摘 1	ふれあい健康センターの令和 5 年度の収支計画書の収入額に本来計上すべきでない項目が含まれていた。その結果、予算額が過大になり、実態としては予算達成していたが、表面的には予算未達のように見えてしまっている。 指定管理者は予算資料を作成する際には不要な項目を削除すべきであり、また、指定管理者が作成した予算資料をチェックする際に所管部署において発見できるようにすることが望ましい。
ふれあい健康センター(アクアパークにいがた)の公の施	34	意見 2	令和 5 年度のふれあい健康センターの公の施設目標管理型評価書における評価コメント欄において「収入が伸びず目標未達」と記載しているが、前述の個別検出事項において記載したとおり、収入は実態としては予算達

設目標管理型 評価書の評価 コメントにつ いて			成しており、老朽化等に伴う修繕費などの経費増加が赤字の原因となっている。 評価コメントは実態に即した正確な内容を記載すべきであり、また、黒字化目標に対して赤字であるため「評価 B：要求水準（評価指標）が達成されている」を付すことはできないものの、物価上昇など厳しい経営環境のなかで若干の赤字にとどめたことに対して評価するコメントがあっても良いのではないかと考える。
資源再生セン ター（エコ プラザ）の収 支報告書の記 載について	35	意見 3	資源再生センター及びふれあい健康センターにおいて、追加指定管理料として指定管理者に人件費支援金を支出している。同じ内容のものであり、また同一の部署の所管でもあるにもかかわらず収支報告書における開示項目が異なっている。開示する際の項目は統一することが望ましい。
飲食用缶前処 理業務委託の 所管部署	36	意見 4	飲食用缶前処理業務委託の所管部署が、新潟市行政組織規則における課の分掌事務と整合していない。組織化して事務を分掌している目的（効率性など）を考えると、関連する事務業務は集約すべきであり、もし人に紐づいた業務がある場合は所管部署を見直す必要がある。
委託契約に対 する業務評価 について	36	指摘 2	飲食用缶前処理業務委託に係る仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかった。業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいる趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。
飲食用缶前処 理業務委託の 一者随意契約 について	37	指摘 3	飲食用缶前処理業務の委託契約について、(有)新津清掃社と一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があり、「一者随意契約要件調書兼審査結果調書」にてその検討過程を文書化しているが、当調書における理由の記載は不十分である。 契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存することが必要である。
新潟市が採用 している原価	39	意見 5	ごみ処理手数料の計算の元データ及び清掃事業概要に記載されているデータのいずれも算定ベースに関す

計算の方法について			る説明が付されておらず、算定の根拠となる基準や考え方の記載がない。 利用者がどのように情報を利用するのも踏まえた上で、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースにした方法を採用している旨など、原価計算の方法に関する情報は開示することが望ましい。
ごみの原価計算で用いる原価の範囲について	40	意見 6	現在行われている原価計算では、「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースにした考え方で原価計算を行っており、ごみ処理手数料算定、清掃事業概要作成のいずれの目的で行われている原価計算においても人件費のなかの退職金を原価の対象外としている。 「廃棄物処理事業原価計算の手引き」の趣旨を勘案し、昨今の新潟市の状況に鑑みると、退職金を原価の範囲に含めて原価計算を行うことが望ましい。
ごみ処理手数料の計算におけるごみ処理経費（分子）について	42	意見 7	破碎コストについては、事業系ごみ手数料の設定では重要でないことから対象外とされ、他方で家庭ごみ手数料の設定においても、事業系ごみの半額程度という算定方法であることから対象外とされており、現状では破碎にかかるコストが一切回収できていないという問題がある。 平成 19 年 2 月の清掃審議会の答申書では、ごみ処理施設に直接搬入されたごみの処理手数料は原価相当額で設定する、との方針が出されており、この方針に基づく破碎にかかるコストも含めてごみ処理原価を計算するのが合理的である。 破碎コストをごみ処理手数料算定の対象とすると市民の負担増につながるが、現状はコストを市の財政で負担していることになる。人口減少社会を迎えて多様なニーズに対応するために限られた財源の下で行政サービスを提供するためには、負担の公平化という観点も踏まえて、破碎にかかるコストも考慮したごみ処理手数料の見直しについて、議論が必要ではないかと考える。
ごみ処理手数料の計算式におけるごみ量（分母）につ	45	意見 8	清掃審議会の答申書に基づき原価相当を回収するという方針を前提に考えると、ごみ処理手数料の料金設定の算式における分母（ごみ量）について以下の課題がある。

いて			・ごみ量について、焼却は実処理量ではなく処理能力量を利用しているが、現状では、処理実績は処理能力の70%台で余裕があり、ごみ量が減少傾向にあることを考慮すると、実処理量と処理能力量との差は拡大する傾向にある。焼却は処理能力量ではなく実処理量を分母として採用することを検討すべきと考える。 ・ごみ量の計算は焼却量＋埋立量であるが、埋立量の約70%は焼却工程を経て発生しているため、分母とする埋立量は焼却工程を経て発生した部分を控除した数値を採用することを検討すべきと考える。 いずれも、ごみ処理手数料の料金設定の算式における分母が過大となり、コストが部分的に回収できない状況になってしまっているため、今後、見直しを検討すべきと考える。
一般廃棄物会計基準導入後のごみの原価計算結果の公表について	47	意見 9	一般廃棄物の処理に係るコスト分析については、環境省の一般廃棄物会計基準を令和7年度から導入予定であるが、利用方針は検討中であり、また計算結果の公表についても未定である。 他の自治体においても交付金の関係から一般廃棄物会計基準を導入せざるを得ないと想定されており、一般廃棄物会計基準ベースの計算結果については、他の自治体との比較も可能になるため、公表することが望ましい。
原価計算の方法の整理について	48	意見 10	現状は、原価計算の種類が「廃棄物処理事業原価計算の手引き」をベースとした2パターンの他に環境省の一般廃棄物処理実態調査があり、全部で3つの方式が存在している。また、令和7年度から環境省の一般廃棄物会計基準を導入予定であり、これに伴い従来とは異なる原価計算の方式がさらに増えることが見込まれる。 原価計算の事務負担が過大になること及び複数の原価計算が混在した場合に混乱を招く可能性もあることから、適用せざるを得ない一般廃棄物会計基準をベースとした上で原価計算の目的別にカスタマイズするように計算体系を整理することが望ましい。
企画グループ			
委託契約に対	49	指摘	令和5年度に企画グループ所管で締結された委託契

する業務評価について		4	約のうち、9本の契約において、仕様書には、「契約終了後、市はこの契約に関して業務評価を行う」と記載されているが、当該業務評価が実施されていなかったことが確認された。業務品質の維持向上や委託業者への牽制といった、仕様書に業務評価を織り込んでいる趣旨を勘案し、業務終了後に適切に業務評価を行うべきである。
技術グループ・整備グループ			
新潟市 HP にて公表されている各施設の維持管理計画について	51	意見 11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)による改正前の廃棄物処理施設について、維持管理計画を公表していない現状の取り扱いは、法令・通知に基づいたものであり問題はない。しかし、改正以前の施設については、維持管理計画が公表されていないため、新潟市 HP 上では計画が無いかのような外観となっている。 一方、実際には法令改正以前の施設であっても、維持管理計画等を制定し、計画に基づき維持管理を行っている。このような実務を踏まえ、維持管理計画を開示することの意義を考えれば、経過措置により維持管理計画を開示していない施設についても開示することが望ましいと考える。 廃棄物処理施設の維持管理計画については、新潟市として適切な維持管理を行っていることを説明するために、法令・通知上必須とされていない施設であっても、積極的な開示を検討することが望ましい。
赤塚埋立処分地の測定結果の取り扱いについて	53	意見 12	第4赤塚埋立処分地の維持管理記録では、周辺地下水での測定値においてヒ素が基準値を超えている。しかし、この点について新潟市としては、土壌などの自然的要因によるものだと考えられる旨の説明にとどまっている。 現状の説明では、新潟市として適切な対応をとっているのか、基準値を超えていることが問題ないのかといった判断ができない状況になっているため、基準値を超えているという事実がある以上は、新潟市として、当該事実に対してより明瞭な説明をすることが望ましい。
廃棄物処理施設の委託業者	55	意見 13	新潟市の廃棄物処理施設の運転管理等の業務は、同一業者との委託契約が長期にわたって行われているケー

モニタリング方針について			スがあるものの、委託契約であるということから、指定管理者のような評価等は行われておらず、委託業務が履行されたかどうかには主眼がおかれている。 業務評価も含めた委託業者のモニタリングには、専門的な知識と経験が必須であり、そのような人材の育成・確保は容易ではなく計画的に行うことが必要であると考え。 そのため、廃棄物処理施設の運転管理等に関する業務委託のような、長期化かつ代替可能性が低い、及び専門的な知識と経験を有する人材が必要となる委託契約については、委託業者の業務評価やモニタリング人材の育成・技術継承の確保を含めた職員配置とすることが望ましい。
新田清掃センター			
長期にわたる一者随意契約について	60	指摘 5	新田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。過去に随意契約の合理性が検討されているが、令和5年度においても同様の理由で一者随意契約を継続している。 しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。 この点、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。蛍光管のリサイクルが可能としている業者は他にも新潟市に存在しており、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。 「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。
備品管理の不	62	指摘	新田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録

備について		6	は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。
委託料の減額に関する契約書と実務について	63	意見 14	焼却場施設整備・運営事業にかかる運営委託契約において、契約書上計画外の運転停止等により、施設の全部または一部が運転を停止した場合には、処理委託費のうちの固定費を減額する旨が定められている。 しかし、現状の契約書における、削減額を算定する方法が記載されている別紙の記載は、実際に削減される金額とは違う計算となる余地がある。 現状の契約書における別紙の記載は、固定費の減額に関する実務と違う解釈ができる余地があるため、記載を見直すことが望ましい。
白根環境事業所			
廃止施設の方針策定について	67	意見 15	白根環境事業所の白根グリーンタワーは、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。 まったく使用していない設備とはいえ、消防設備や電気設備の維持管理費用も発生している。また、焼却設備等が腐食してきており、依然として建物を使用していることから安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体撤去をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、方針を策定の上、計画的に進めていくべきである。
備品管理の不備について	67	意見 16	白根環境事業所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じ

			ていなかった。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。
持ち込み手数料に関する回収事務について	68	意見 17	白根環境事業所では、ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日と祝日は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っているが、平日と土曜祝日とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。 委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。
枝葉・運搬処理の委託業務に関するモニタリングについて	69	意見 18	枝葉・運搬処理の委託業務について、その処理量に関しては、白根環境事業所の重量計では計測できないことから、委託業者が量った結果をもとに支払事務がなされているが、新潟市としてはその計測量の適切性を検証できていない。 委託業者の計測結果や請求に問題等は発見されていないが、現在の運用上、処理量を上乗せするなどの不正は実施可能である。そのため、そのような不正が行われていないかの検証や、業者に対する牽制を働かせる意味でも、不適切な請求が行われていないかという新潟市のモニタリングの仕組みは必要と考える。
赤塚処分地管理事務所			
委託業務の発注単位について	71	意見 19	赤塚処分地管理事務所では令和5年度において、第3赤塚埋立処分地と第4赤塚埋立処分地は道路を挟んで隣接しているが、除草業務をそれぞれ指名競争入札により別の業者に委託している。 委託業務の発注単位を大きくすることと細分化することは、どちらもメリットとデメリットがあると考えられる。 そのため、発注単位について分割すべきなのか統合す

			べきなのかといった判断の指針を定めることが必要と考える。また、除草業務以外の現状行われている委託業務についても、発注単位が適切かどうかについて見直しをすることが望ましい。
備品管理の不備について	71	意見 20	赤塚処分地管理事務所では、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。
固定資産台帳の不備について	72	指摘 7	新潟市では、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。しかし、固定資産台帳における赤塚処分地管理事務所の資産を確認したところ、車両について、車両台帳に登録されているものの、固定資産台帳に登録されていないものが散見された。 適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。
亀田清掃センター			
長期にわたる一者随意契約について	76	指摘 8	亀田清掃センターでは使用済み蛍光管運搬処理業務の委託契約について、一者随意契約としている。過去に随意契約の合理性が検討されているが、令和5年度においても同様の理由で一者随意契約を継続している。 しかし、新潟市財務部契約課が作成している「随意契約ガイドライン」において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」による一者随意契約の場合は、留意点として、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上、本当に不可能であるか、履行できる者が他にいないか確認が必要である旨、業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、当該業務に精通していること等をもって当該契約者を限定しない旨が記載されている。

			この点、蛍光管をリサイクルできる業者について、履行できるものが他にいないかどうかの確認は積極的には行われていなかった。蛍光管のリサイクルが可能としている業者は他にも新潟市に存在しており、少なくとも継続的な一者随意契約事業者以外の業者について、情報を収集し比較検討は必要であったと考える。 「随意契約ガイドライン」に基づき、適切な契約事務を行うべきである。
備品管理の不備について	79	指摘 9	亀田清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の实地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。
薬品保管の不備について	80	指摘 10	亀田清掃センターでは、薬品の一部はキャビネットにて南京錠をかけて保管しているものがある。しかし、現場を確認したところ、当該南京錠が壊れていた。 薬品の施錠管理をしていたとしても、肝心の鍵が壊れているようでは意味がない。適時適切に、鍵の交換等の対応を行うべきである。
田舟の里の意義について	80	意見 21	田舟の里が提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成15年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。 田舟の里の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。
指定管理者の評価とその対応について	83	意見 22	新潟市では、公の施設の管理運営について、政策的位置づけ等を明確にし、提供するサービスレベルの要求水準を定める「目標管理型」の評価制度を導入している。 しかし、亀田清掃センターでも田舟の里にかかる指定

			管理者の評価が行われているが、令和４年度、令和５年度で「C」評価となっている事項があったが、その対応が明確になっていない。 指定管理者の評価については、PDCA（計画・管理運営・評価・改善）のマネジメントサイクルにより実施すべきであり、評価結果で「C」となった項目については、事業計画書に適切に反映されているか確認する、連続で「C」評価となった場合には具体的な対応策を提示させるといった対応を検討すべきである。
委託業者から入手すべき書類の未入手について	85	指摘 11	粗大ごみ処理施設運転管理業務委託契約について、業務着手時に提出すべき書類として定められている書類の一部が提出されていないものが発見された。 委託事業者は、毎年継続的に契約している事業者であり、継続的に情報交換やコミュニケーションを図っていることから、実務的な問題等は生じていないが、適切な事務手続のために仕様書に基づく事務を遂行すべきである。
行政財産使用許可に関する使用料の徴収について	86	指摘 12	亀田清掃センターでは、亀田清掃センター敷地の一部について使用許可しており、使用許可期間は令和４年４月１日から令和７年３月３１日までであったが、その使用料は年間額を年度ごとに徴収していた。 新潟市公有財産事務取扱要領において、行政財産の使用料は、使用許可をするときに一括して徴収することを原則とされており、初年度に一括徴収すべきである。
新津クリーンセンター			
廃止施設の方針策定について	89	意見 23	新津クリーンセンターは、元々はごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設であり、現時点では廃止されている。焼却設備等はまったく使用されていないことから、あらゆる箇所が腐食等してきており、危険な状況となってきた。また、し尿処理施設についても廃止されているが、現状そのままにされており、老朽化が進んでいる。 まったく使用していない設備とはいえ、維持管理費用も発生しているだけでなく、安全面でのリスクも考えると決して放置できる問題ではない。コストがかかる問題でもあるので、解体をするのかしないのか、時期はいつなのか等に関する検討を行い、計画を策定の上、計画的

			に進めていくべきである。
備品管理の不備について	90	意見 24	新津クリーンセンターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。なお、台帳と現物との照合を行った結果、台帳と現物との乖離は生じていなかった。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。
持ち込み手数料に関する回収事務について	90	意見 25	新津クリーンセンターでは、ごみの持ち込み手数料については、平日は新潟市の職員、土曜日や年末等は搬入ごみ受入中継業務の委託業者が回収事務を行っているが、平日と土曜年末とで事務を分担することは必ずしも効率的とは言えず、全面的に委託業者に実施させたほうが効率的とも考えられる。 委託業者への委託業務が増加することから、委託料としては増加の方向性になることが考えられるが、市職員の業務の効率化につながることから、単純な委託料のコスト面だけで判断するのではなく総合的に適切な業務分担を検討することが望ましい。
一者随意契約の適切性について	91	指摘 13	新津クリーンセンターでは、令和5年度の自己搬入ごみ中継業務委託について、一者随意契約による契約がなされている。 この点、当該一者随意契約は、新潟市と合併する前の新津市と契約先との関係性を考慮して行われていたものであり、新潟市との合併を機にその関係性を見直すべきものだったといえる。その上で、あらためて契約の妥当性を検討すると、一者随意契約を締結する程の合理性はないと考えられる。 以上より、「随意契約ガイドライン」等に基づき、適切な委託契約を締結すべきである。
巻清掃センター			
備品管理の不備について	97	指摘 14	巻清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、近年行われていない。台帳と現物と

			の照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の実地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。
委託業者から入手すべき書類の未入手について	98	指摘 15	巻処理センター運転管理業務委託について提出されている運転業務計画書では、機器台帳に機器の固有情報及び点検・整備・故障修理の履歴をデータベース化し、保全計画等のための情報を共有する旨が記載されている。 しかし、当該委託事業者は継続的に委託されており、当初は台帳の共有がなされたものの、近年においては共有がなされておらず更新がされていない。 委託事業者が適切に委託業務を遂行しているかのモニタリングをするとともに施設の保全状況の管理のためにも、台帳は適切に入手し、内容を確認すべきである。
委託契約に関する、仕様書の記載内容について	98	指摘 16	鎧潟クリーンセンター運転管理業務の委託について、仕様書には「9. 業務管理」において別に定めるところにより、運転・保守・管理に関する状況及び結果を記録し、新潟市に報告する旨が記載されている。しかしながら、仕様書に記載されている「別に定めるところ」について定められているものがなく、何を示しているのか不明であった。 仕様書に記載されている「別に定めるところ」を明確にする、または、仕様書の記載を見直して市として要求する内容を明確に反映させるといった対応が必要である。
洗車にかかる手数料の領収書管理について	99	意見 26	巻清掃センターでは、ごみの収集事業者に洗車場を提供しており、その利用料金を徴収した際に領収書を渡している。入金証票として領収書の控えが綴られて保管されているが、利用事業者名とその車両ナンバー毎の連番であることから、連続性について非常にわかりづらい状況となっている。 現状の領収書の採番方法では、連番管理の目的に必ずしも資するものとはなっていないと考えられるため、領

			収書の採番方法について、より管理に資するような方法に見直すことが望ましい。
舞平清掃センター			
備品管理の不備について	101	指摘 17	舞平清掃センターでは、備品の取得時や処分時の登録は行われていたものの、定期的な備品管理システム上の台帳と現物の照合は、しばらく行われていなかったが、令和 5 年度より保管場所を示す図面を作成し台帳データと突合させて、段階的に照合作業が実施されている。台帳と現物との照合を行った結果、台帳上記載があるものの、現物の確認ができないものが散見された。 新潟市の資産を適切に保全するため、物品の实地調査を定期的に行い、台帳と現物とを照合するとともに、差異が発見された場合にはその原因を調査することが必要である。
固定資産台帳の不備について	102	指摘 18	新潟市では、固定資産を的確に登載した固定資産台帳が必要不可欠としている。しかし、固定資産台帳における舞平清掃センターの資産を確認したところ、車両の整理番号「584」と「587」について同じものが登録されていることが発見された。 適切な固定資産台帳の整備のため、財産活用課の更新作業において、情報もとなる車両台帳との照合を行う、車両台帳の管理部署との連携を検討するなど、チェック体制の見直しをする必要がある。
舞平清掃センター附属休憩所の意義について	103	意見 27	舞平清掃センター附属休憩所が提供しているサービスは民間等でも代替可能なサービスであり、市の財政を投入してまでリーズナブルな価格でサービス提供をする意義に乏しいと考えられる。さらに、設立が平成 15 年と、設立からかなりの期間が経過しており、これから施設の修繕等さらなる維持管理費用の増加が見込まれる。 舞平清掃センター附属休憩所の存在意義について、利用者が受けている恩恵、提供しているサービス、市の財政負担などを総合的に勘案して検討することが望ましい。
舞平清掃センター附属休憩	105	意見 28	舞平清掃センター附属休憩所では、公衆電話が設置されている。公衆電話の利用者はいるものの、近年の利用

所の公衆電話の要否について			回数は年単位で数件程度である。 公衆電話を設置する以上、一定のコストは発生しており、利便性とコストのバランスがとれていないと考えられる。そのため、公衆電話については契約解除を検討することが望ましい。
舞平清掃センターの施設の方針と人材育成について	106	意見 29	舞平清掃センターでは、施設の運営や、簡易的な設備のメンテナンスまで新潟市職員により実施しているが、経験や専門的な知識が必要なことから、業務については属人的になっている面があるとともに、担当職員の高齢化が進んでいる状況にある。 そのため、代替りの人員が補充された場合に適切に業務の引継ぎができるようなマニュアル等の整備、現職員の定年を見据えた人材の育成といった対応を、計画的に進めることが望ましいと考える。また、そもそも、新潟市職員自前で運営をするのか、ほかの清掃施設と同様、事業者への委託をするのかといった選択肢も含めて方針を検討することが望ましい。
廃棄物対策課			
分別・美化グループ			
ペットボトル等拠点回収運搬業務の回収エリアの見直し	108	意見 30	新潟広域エリアのペットボトル等拠点回収運搬業務について、収集エリアが広域であり、業務遂行可能な業者が1社のみであることを理由に一者随意契約としているが、エリアが広域となるため業務遂行可能な業者が限定されるのであれば、エリアを分割した場合に指名競争入札を行うことが可能か検討することが望ましい。
ペットボトル等拠点回収運搬業務の契約価格の検討について	109	意見 31	一者随意契約の場合、委託業者から見積書を徴取し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになるが、ペットボトル等拠点回収運搬業務における一者随意契約の締結においては、委託業者からの参考見積額をそのまま予定価格としており、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討することが望まれる。
プラマーク容器包装及びペ	111	意見 32	プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務における一者随意契約の理由に収集運搬効率があげられ

ペットボトル前処理業務の随意契約の理由について			ているが、3社に委託した場合と2社に委託した場合の委託料と運搬費の比較検討が行われていないため、適切に比較検討を実施した上で一者随意契約を行うことが適切なのか判断することが望ましい。
プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の契約金額の検討について	112	意見 33	一者随意契約の場合、委託業者から見積書を徴取し、予定価格と比較することで契約金額の妥当性を検証することになるが、プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務における一者随意契約の締結においては、参考見積額をそのまま予定価格としており、契約金額の妥当性の検討を十分に実施できていない。積算による予定価格の算定が困難な場合、委託業者から参考見積額の根拠となる積算資料を入手し、契約金額の妥当性を検討することが望まれる。
搬入搬出等管理年報の未提出	113	指摘 19	プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務の仕様書において、業務報告として求められる証票のうち、「搬入搬出等管理年報」が提出されていない委託業者があった。委託業者に「搬入搬出等管理年報」の提出を求め、適切な検査を実施すべきである。
搬入搬出等管理年報の分析	114	意見 34	プラマーク容器包装及びペットボトル前処理業務において、「搬入搬出等管理年報」を基に委託業者ごとにペットボトルの搬入量と搬出量の差異分析を実施したところ、委託業者により差異率のバラつきがあった。適切に原因調査を行い、分別に係る啓発活動や再資源化率を向上させるための取り組みに活用することが望ましい。なお、前処理を行ったペットボトルは換金可能であるため、不正防止の観点からも搬入量と搬出量に説明がつかない差異がないか継続的にモニタリングすることが有用と考える。
クリーンにいがた推進員に必要な研修のe-learning化について	116	意見 35	クリーンにいがた推進員に対する研修は現状全て対面で実施しているが、研修開催は6～7月に集中しており、区によっては開催回数や開催日が限定的であるため、研修受講者の利便性は高いとは言えない。研修のe-learning化を図り、クリーンにいがた推進員の利便性を高めるとともに、対面研修の回数を見直すことが望ましい。

業務係			
家庭ごみ収集運搬業務に関する関連要綱・要領について	120	指摘 20	家庭ごみ収集運搬業務に係る以下の要綱、要領が実態と乖離したものとなっているため、適切に改訂すべきである。 ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務の委託契約に関する要綱 ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託に関する低入札価格取扱要領 ・新潟市家庭ごみ収集運搬業務委託契約に関する検討委員会設置要領
家庭ごみ収集運搬業務に係る予定価格の積算について	122	指摘 21	家庭ごみ収集運搬業務に係る予定価格の積算方法は実態を反映したものになっていないため、実態に合わせて予定価格の積算方法を見直すことが望まれる。なお、市は家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者と委託料についての勉強会を開始している。当該勉強会を通じて実態を把握し適切な予定価格の算定方法を検討されることを期待する。
家庭ごみ収集運搬業務に係る検査手続の明確化・効率化について	123	意見 36	家庭ごみ収集運搬業務委託契約は仕様発注であるため、仕様に従って業務が履行されているか検査することが必要である。現状、検査項目は履行が完了していること以外に明確になっていないため、検査項目を明確にし、仕様に従って業務が履行されているか検査することが望まれる。なお、検査項目は、仕様書における重要事項である曜日別収集区域、収集運搬車両の稼働状況（乗車人数・距離・時間）、回収漏れの有無などが考えられる。
家庭ごみ収集運搬業務に係る検査手続の明確化・効率化について	123	意見 37	家庭ごみ収集運搬業務における検査手続の実効性を確保し、効率的に検査を実施するために、検査に必要な情報を整理し報告様式を見直した上で、電子データで提出させることが望ましい。なお、「コ 家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進」に記載した取り組みを推進することで実績報告の有効性・効率性が向上する可能性があるため併せて検討することが有用と考える。
業務評価の未実施（実績報告書の必要	125	指摘 22	家庭ごみ収集運搬業務に係る仕様書には業務評価を行うことが明記されているが、市は当該業務評価を行っていない。委託業者に業務評価に必要な情報を実績報告

性)			書として提出させ、適切に業務評価を行うべきである。
仕様書に記載された研修の未実施について	126	指摘 23	家庭ごみ収集運搬業務に係る委託業者の大部分が、作業員等に対して必要な研修を実施しておらず、市が発注した仕様を満たしていない状況にあった。そのため、委託業者の研修の実施状況をモニタリングし、研修を実施していない委託業者に対して適切に指導すべきである。なお、小規模な事業者において、自社で研修を実施することが困難な場合、市が研修を企画することや大規模事業者が実施する研修に参加するなど、小規模事業者の支援を検討することも必要と考える。
事業者評価の必要性	126	意見 38	家庭ごみ収集運搬業務は 1 日でも滞ると市民生活に重大な影響を与えることから、事業者が継続的かつ安定的に業務を遂行できるかに関して每期事業者評価を実施することが望ましい。
使用車両への「ドライブレコーダーの設置」について	127	意見 39	新潟市では、委託業者が家庭ごみ収集運搬業務に使用する車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けていないが、交通事故及びトラブル発生時における責任の明確化を図るとともに、運転手・作業員の安全運転意識及びマナーの向上を図る観点から、仕様書にドライブレコーダーを設置することを明記し、使用車両にドライブレコーダーを設置することを義務付けることが望ましい。
家庭ごみ収集運搬業務に係るデジタル化の推進	128	意見 40	家庭ごみ収集運搬業務について、持続可能なごみ収集体制を構築するためにデジタル化を推進することが望まれる。
し尿収集運搬業務に係る契約（再委託の禁止）	133	指摘 24	し尿収集運搬業務に係る委託契約は再委託を前提としているにも関わらず、委託契約書に再委託の禁止が規定されている。実態に合わせて契約条項を見直す必要がある。
し尿収集運搬業務に係る予定価格の積算について	134	指摘 25	し尿収集運搬業務に係る委託料の積算に不合理な点が多数発見された。 合理化事業計画はし尿収集運搬事業者を支援するものであるが、過度に優遇するものではないため、し尿収集運搬業者が自ら経営の合理化を図るための費用の適切な水準を検討するとともに、委託料の積算においてこ

			れを明確にすべきである。
合理化事業計画終了に向けた取り組み	136	意見 41	市は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画が終了する令和 7 年度までに、事業者の事業再編計画書の進捗状況、達成状況を評価し、遅れている事項については市が積極的に関与し、目標を達成できるように働きかけることが望まれる。
合理化事業計画に基づく一者随意契約	137	意見 42	合理化事業計画における重要な目標の一つに「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことがある。他方で、令和 5 年度において、新潟市は合理化事業計画に基づき 26 件 157,615 千円の事業を（一社）新潟市環境整備推進機構と一者随意契約により締結しており、また、令和 5 年度以前も同様の契約が長期において継続していた状況である。 「市からの委託だけに頼らない、自立した経営の合理化を図る」ことを目標としながら、計画期間中において同一事業の一者随意契約を長期間継続することが、かえって事業者が市からの委託だけに頼る状況に陥っていないか検討することが望まれる。
し尿処理手数料に係る債権管理	139	意見 43	し尿処理手数料の現年収納率を向上させるために、滞納額を月次で定点観測し、部署内で滞納債権の状況を共有しながら、効率的・効果的に取り組みを行うことが望ましい。
少額滞納者に相続が発生した場合の対応について	140	意見 44	し尿収集手数料の滞納者が死亡し、相続人の特定を行わない場合、回収できる見込みは限りなくゼロに近いため、徴収停止の上で、債権放棄を行い、不納欠損処理を行うことが望ましい。
新潟市指定袋等保管業務における仕様書への実地棚卸の明記	141	指摘 26	委託業者が保管する家庭系ごみ指定袋等とは新潟市の重要な財産であり、また誰もが使用可能な資産であるため、いわゆる「資産の流用」のリスクが相対的に高い資産である。そのため、少なくとも年に 1 度は実地棚卸を実施し、実際に庫数量及び棚卸差異を把握することが必要である。そのため、仕様書に少なくとも年に 1 度は実地棚卸を実施してその結果を市に報告することを明記し、棚卸差異を適切に把握することが望ましい。
運用支援等業	142	指摘	新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る運

務における運用保守計画書の未入手		27	用支援等業務に係る運用保守計画書を入手していなかった。委託業務の明確化、進捗管理、責任の明確化、契約の遵守などの観点から、運用保守計画書を入手し、事業者が運用保守計画書に従って業務を実施しているかモニタリングすべきである。
業務評価の未実施	142	指摘 28	新潟市清掃手数料・ごみ指定袋管理システムに係る業務委託契約の仕様書に業務評価を行うことが明記されているものがあるが、市は当該業務評価を行っていない。業務評価の評価結果は将来の事業者選定の基礎情報となるため、適切に業務評価を行いその結果を蓄積すべきである。
清掃事務所			
清掃事務所の長期的ビジョン	148	意見 45	清掃事務所においては、人員は高齢化、建物は老朽化している状況にあるため、清掃事務所で実施している業務の再配置を含めた長期的な事業継続計画（人員計画、修繕計画）を策定することが望ましい。
稼働の少ない車両の必要性	150	意見 46	利用局面が少ない車両に関しては、清掃事務所で所有する必要性・代替手段、車両所有に係るコストを勘案のうえ、当該車両の今後のあり方について再検討することが望ましい。
備品管理の不備について	152	指摘 29	清掃事務所において、備品管理システムに登録された備品と現物の不整合が確認された。 市の資産を適切に保全するため、物品の实地調査を行い、存在しない物品は、物品の亡失処理を行うとともに、実在する物品に関しては備品番号票を付け、適切に物品を管理すべきである。
不要な備品の廃棄処理	153	意見 47	清掃事務所内において、使用見込みのない机、椅子などが多く保管されていた。不要なものは適宜廃棄処理を行い、事務所の整理整頓をすることが望ましい。
日常点検カードの記載漏れ	153	指摘 30	清掃事務所では日常点検を「安全作業手順書」にてルール化し、日々の作業前に車両の点検を実施し「日常点検カード」に記録することになっている。しかし、「日常点検カード」にチェック漏れが散見されたため、塵芥車の日常点検を漏れなく実施し、「日常点検カード」に漏れなく記録すべきである。
日常点検カー	153	意見	清掃事務所において、塵芥車の日常点検の点検実施者

ドの記載漏れ		48	(作業員)と運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。
アルコールチェック結果の記載漏れ	156	指摘 31	清掃事務所では、乗車前後にアルコールチェックを実施し、その結果を「清掃事務所作業日報」に記録することになっているが、アルコールチェックの証跡が残っていないものが散見された。アルコールチェックの結果を漏れなく「清掃事務所作業日報」に記録すべきである。
アルコールチェック結果の記載漏れ	156	意見 49	清掃事務所作業日報について、作成者と作業員又は運転員の相互確認、上長によるモニタリング体制を構築することが望まれる。

以上